

## 入札参加資格停止の措置について

### 1 概要

有限会社 丸北土木の役員が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に違反したとして、御嵩簡易裁判所から令和5年5月24日に罰金の略式命令を受けた。また、同理由により、岐阜県から令和5年8月8日に産業廃棄物収集運搬業の許可の全部取消しを受けた。

### 2 対応

「八百津町建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領」第2第1項及び別表第2第16号の規定に基づき、入札参加資格の停止措置を講じる。

### 3 停止措置業者

有限会社 丸北土木

### 4 停止期間

令和5年8月10日から令和5年10月9日まで（2ヶ月）

### 5 参考

○八百津町建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領（抜粋）

（資格停止）

第2条 町長は、有資格業者が別表第1または別表第2の各号に掲げる措置要件の一に該当するときは、情状に応じてそれぞれ別表に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について資格停止を行うものとする。

#### 別表第2

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 16 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、町工事の請負契約の相手方として不相当と認められるとき。	当該認定をした日から1ヶ月以上9ヶ月以内